

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2014年10月1日

当社は、本日、原子炉等規制法^{※1}に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)^{※2}の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。
今後、国による審査を受けてまいります。

【主な内容】

今回の変更認可申請では、以下について記載の適正化をおこないます。

1. 第1編第117条(所員への保安教育)および第2編第73条(所員への保安教育)に係る誤記訂正
2014年4月1日に変更認可申請をおこない(2014年4月1日 お知らせ済み)、6月25日に認可を受けた(2014年6月25日 お知らせ済み)保安規定において、「表117-3 保安教育実施方針(運転員)」および「表73-3 保安教育実施方針」の対象者欄に記載の「廃棄物管理課専門副長」を「廃棄物管理課副長」に変更しましたが、同様の記載がある実施頻度及び時間欄の記載については変更していなかったことから、記載を訂正します。

2. 第1編第119条(記録)に係る誤記訂正

2014年5月9日に変更認可申請をおこない(2014年5月9日 お知らせ済み)、9月3日に認可を受けた(2014年9月3日 お知らせ済み)保安規定において、浜岡5号機旧低圧タービンロータへのクリアランス制度の適用のため、「表119-1 記録(実用炉規則第67条(第10号を除く)に基づく記録)」に、クリアランスに係る記録項目(12項目)を追加しましたが、この際、記録項目数の追加について、第1編第119条第1項の記載に反映していなかったことから、以下のとおり記載を訂正します。

(変更前) 各部署の長は、表119-1に定める保安に関する記録のうち、1.及び2.の記録を保存し、3.から49.の記録を適正に作成し、保存する。

(変更後) 各部署の長は、表119-1に定める保安に関する記録のうち、1.及び2.の記録を保存し、3.から61.の記録を適正に作成し、保存する。

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上